

平成29年度

# 三箇自治会総会

日時 平成29年5月7日(日)

午前10時

場所 三 箇 自 治 会 館

三 箇 自 治 会

## 次 第

### 第1部 三箇自治会総会

- 1 開会
- 2 会長(区長)あいさつ
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人選出
- 5 議事
  - (1) 議案第1号 平成28年度三箇自治会事業報告について
  - (2) 議案第2号 平成28年度三箇自治会収支決算について
  - (3) 議案第3号 平成28年度高齢者交流センター収支決算について
  - (4) 議案第4号 三箇自治会規約の改正について
  - (5) 議案第5号 三箇自治会役員の選任について
  - (6) 議案第6号 平成29年度三箇自治会事業計画について
  - (7) 議案第7号 平成29年度三箇自治会予算について
  - (8) 議案第8号 平成29年度高齢者交流センター予算について
  - (9) 議案第9号 三箇地域コミュニティ市民会議の設立について
- 6 閉会

### 第2部 三箇自主防災会総会

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 議案第1号 平成28年度三箇自主防災会事業報告について
  - (2) 議案第2号 平成28年度三箇自主防災会収支決算について
  - (3) 議案第3号 平成29年度三箇自主防災会事業計画について
  - (4) 議案第4号 平成29年度三箇自主防災会予算について
- 3 閉会

★ 閉会の辞

[1] 主要な事業

1. 広報活動
  - (1) 三箇自治会ニュースの発行(月刊)
  - (2) 三箇自治会ホームページの管理運用
2. 街中、公園等の清掃美化推進事業
  - (1) アドプト(里親)制度による公園等の清掃美化活動(自治会公園等緑化推進委員会)
 

三箇第1公園、三箇第2公園、三箇第3公園、上三箇第1児童遊園
三箇1丁目第2幹線広場、市道住道四の宮線緩衝緑地
  - (2) 例月(美化デー)地域美化活動(老人クラブ5団体・自治会役員)
    - (イ) 公園、広場の清掃美化活動
    - (ロ) 街中健康ウォーキング清掃美化活動
3. 防犯対策事業
  - (1) 防犯灯の取替及び新設
  - (2) 自主防犯パトロールの実施
    - (イ) 通常防犯パトロール
    - (ロ) 青色防犯パトロール
    - (ハ) 公益財団法人日本財団の助成による新青パト車の導入・運用
4. 三箇小学校子ども安全見守り事業
5. 三箇サマーフェスティバルの実施(平成28年8月21日)
6. 自治会作品展の実施
7. 防災対策事業
  - (1) 三箇第3公園照明設備の整備
  - (2) 防災資機材の保管管理
8. 三箇高齢者交流センター管理運用事業
9. 三箇校区福祉委員会事業(個別支援活動、グループ支援活動、委員会活動)
10. 大東市施行事業
  - (1) 市道江ノ口大箇線沿い旧水路敷修景事業(第1期工事)
  - (2) 三箇1丁目第2幹線広場他公園施設改良

[2] その他の事務事業

	項目	内容
5月	三箇自治会総会、三箇自主防災会総会	
	自治会費、企業賛助会費の集金	
	大東市社会福祉協議会会費納入	自治会会計から支出(200,000円)
	日赤社資納入	自治会会計から支出(100,000円)
6月	地域美化一斉清掃	
	自治会各種団体補助金の交付	15団体に対し補助(1,210,000円)
7月	大東市長に対し自治会要望書を提出	
9月	大東市民まつり	協賛金(50,000円)
10月	赤い羽根共同募金	自治会会計から支出(100,000円)
	ひったくり防止キャンペーン	
11月	人権地域集会	
	谷川・深野中学校区地域教育協議会行事	谷中校区まつり、ふこのスポーツ&カルチャー
12月	歳末助け合い募金	募金額 415,500円
	公園花壇づくり	江ノ口保育園、老人クラブ参加
	歳末特別防犯パトロール(青パト)	歳末警戒市長激励巡回(12月27日)
2月	大東市火災共済、交通災害共済の出張受付	
その他	防犯協議会三箇支部活動	
	小中学校の各種行事への支援	
	役員会等の開催	役員会、総務委員会、事務局会議及び広報編集会議

平成29年3月31日

三箇自治会会長(区長) 岡崎 信久

## 議案第2号

## 平成28年度 三箇自治会収支決算

## 収入

(単位 円)

項目	予算額	収入済額	増減額	説明
1 前年度繰越金	479,525	479,525	0	
2 自治会費	6,350,000	6,335,366	△ 14,634	(別掲)
3 企業賛助会費	230,000	223,200	△ 6,800	(別掲)
4 会館使用料	15,000	32,500	増 17,500	
5 大東市補助金	607,000	741,517	増 134,517	(1) LED防犯灯設置補助金 280,000 (2) 防犯灯電気料金補助金 431,517 (3) 青パト活動補助金 30,000
6 大東市報償金	586,000	582,250	△ 3,750	(1) 地区連絡報償金 384,000 (2) 公園等美化活動報償金 104,000 (3) 交通災害共済事務報償金 40,700 (4) 火災共済事務報償金 53,550
7 諸収入	1,382,475	3,026,787	増 1,644,312	(1) 自治会館空調機器使用料 82,250 (2) 預金利息 21 (3) 印刷機使用料 60,000 (4) 社会福祉協議会還付金 45,000 (5) 青パト車購入助成金 1,300,000 (6) 定期預金解約繰入金 1,500,215 (7) 雑入 39,301
収入合計	9,650,000	11,421,145	増 1,771,145	

支出

(単位 円)

項目	予算額	支出済額	増減額	説明
1 会議費	250,000	126,716	△ 123,284	総会、役員会等
2 事務費	950,000	959,901	増 9,901	(1)消耗品費 729,848 (2)印刷製本費 63,720 (3)修繕料 0 (4)郵便料金 1,728 (5)通信費(電話料金) 104,237 (6)委託料 40,137 (7)使用料 8,640 (8)什器備品購入費 0 (9)雑費 11,591
3 弔慰金	300,000	270,000	△ 30,000	27件
4 謝礼及び祝金	300,000	253,568	△ 46,432	秋祭り、学校行事等
5 会館管理費	1,000,000	1,166,278	増 166,278	(1)消耗品費 14,359 (2)電気料金 255,830 (3)水道料金 21,030 (4)修繕工事費 168,421 (5)建替更生共済掛金(火災保険) 608,988 (6)建物施設賠償責任保険 2,650 (7)備品購入費 95,000
6 防犯対策費	4,250,000	4,793,870	増 543,870	(1)消耗品費 90,880 (2)被服費 58,536 (3)見守り隊慰労会等食糧費 209,401 (4)防犯灯電気料金 857,425 (5)防犯灯修繕工事費 832,434 (6)LED防犯灯新設費 448,524 (7)青パト運営費 470,501 (8)青パト車購入費 1,826,169
7 公園等美化活動費	75,000	90,032	増 15,032	(1)消耗品費 86,472 (2)食糧費 3,560
8 各種団体補助金	1,320,000	1,210,000	△ 110,000	(1)老人クラブ(5団体) 400,000 (2)防犯委員会支部 30,000 (3)消防団(3分団) 300,000 (4)女性防火クラブ 130,000 (5)校区福祉委員会 100,000 (6)子ども会育成会 100,000 (7)水利組合(3団体) 150,000
9 文化事業費	200,000	712,955	増 512,955	三箇サマーフェスティバル、作品展
10 積立金	200,000	0	△ 200,000	
11 会費、寄附金及び募金	470,000	450,000	△ 20,000	(1)社会福祉協議会会費 200,000 (2)日本赤十字社資 100,000 (3)赤い羽根共同募金 100,000 (4)市民まつり協賛金 50,000
12 他会計への繰出金	200,000	500,000	増 300,000	
13 予備費	135,000	500,000	増 365,000	高齢者交流センター会計への貸付金
支出合計	9,650,000	11,033,320	増 1,506,604	

収入済額 11,421,145 円

支出済額 11,033,320 円

差引残額 387,825 円(平成29年度へ繰り越す)

貸付金残高 500,000 円

★自治会館維持補修積立金残高 9,007,660 円

平成28年度三箇自治会収支決算を上記のとおり報告します。

平成29年3月31日

三箇自治会会長(区長) 岡崎 信久 印

平成28年度会計帳簿及び収支決算書について、帳簿並びに関係証票書類に基づき監査を行った結果、適正に処理されていることを確認しました。

平成29年4月10日

監事 辻 本 豊 印

監事 山 本 良 次 印

## 収入明細

### 1 自治会費

(単位 円)

町会又は名称		金額	町会又は名称		金額
1	三箇 1 丁目	1,358,700	6	三箇 6 丁目北	846,000
2	三箇 3 丁目	949,500	7	大和リビング(株)	90,000
3	三箇 4 丁目	962,700	8	(株)レオパレス 2 1	249,480
4	三箇 5 丁目	1,048,800	9	大東建託(株)	406,586
5	三箇 6 丁目南	420,900	10	フジアメニティサービス	2,700
計					6,335,366

### 2 企業賛助会費

[三箇 1 丁目]

	名称	口数	金額		名称	口数	金額
1	上村電気(株)	1	3,600	6	(有)水斗設備工業	1	3,600
2	上三箇保育園	1	3,600	7	ピザハット住道店	1	3,600
3	協立診療所	1	3,600	8	(株)マツバラ	1	3,600
4	三箇オート	1	3,600	9	餅永製作所	1	3,600
5	しいの実薬局	1	3,600				
計						9	32,400

[三箇 3 丁目]

(単位 円)

	名称	口数	金額		名称	口数	金額
1	(有)小野商会	1	3,600	6	(株)三笠工務店	1	3,600
2	(株)北川商店	1	3,600	7	三ツ川マンション	1	3,600
3	(有)J-SOUL	1	3,600	8	吉野歯科医院	1	3,600
4	新明紙工(株)	1	3,600				
5	(株)浜井運送	1	3,600				
計						8	28,800

[三箇 4 丁目]

(単位 円)

	名称	口数	金額		名称	口数	金額
1	エスク三ツ川(株)	1	3,600	6	竹林畳店	1	3,600
2	(株)エステイ	1	3,600	7	ディオ大東店	1	3,600
3	大阪創電(株)	1	3,600	8	藤本産業(株)	1	3,600
4	小林プラスチック製作所	1	3,600	9	(株)ヴィマイル	1	3,600
5	大東バス(株)	1	3,600	10	山昇(株)	1	3,600
計						10	36,000

## [三箇5丁目]

(単位 円)

	名称	口数	金額		名称	口数	金額
1	(有)共同板金	1	3,600	3	チップ&キューブ	1	3,600
2	さんの杜	1	3,600	4	新緑の郷 大東	1	3,600
						4	14,400

## [三箇6丁目南]

(単位 円)

	名称	口数	金額		名称	口数	金額
1	旭陽紙業(株)	1	3,600	7	奄美コーポレーション(株)	1	3,600
2	昌栄紙工所	1	3,600	8	大橋電商(株)	1	3,600
3	中龍興業	1	3,600	9	(株)イズミコーティングス	1	3,600
4	(株)浅野製作所	1	3,600	10	(株)長田寿鍍金工業	1	3,600
5	(株)箭木木工所	1	3,600	11	(有)アルファ	1	3,600
6	(株)イチコー	1	3,600	12			
						計	39,600

## [三箇6丁目北]

(単位 円)

	名称	口数	金額		名称	口数	金額
1	ソーイングこま	1	3,600	11	田中紙器工業所	1	3,600
2	(有)ワークス・プロ	1	3,600	12	(株)特殊車両企画	1	3,600
3	福田政太郎(マンション)	1	3,600	13	(株)松井製作所	1	3,600
4	(株)O J L	1	3,600	14	青い鳥福祉会	1	3,600
5	(株)ダイトーマイテック	1	3,600	15	大同機材(株)	1	3,600
6	(株)ワキタ	1	3,600	16	(株)スクランブル	1	3,600
7	(株)大翔エレクトロニクス	1	3,600	17	レガート深北緑地	1	3,600
8	サキモトプラスチック	1	3,600	18	(有)ナワテベルノ	1	3,600
9	(株)サンショー	1	3,600	19	カラオケJOY	1	3,600
10	(有)SK工作	1	3,600	20	(有)轟工務店	1	3,600
						計	72,000

合計	62	223,200
----	----	---------

議案第3号

平成28年度高齢者交流センター収支決算

収入

(単位 円)

項目	予算額	収入済額	増減額	説明
1 大東市補助金	4,000,000	4,000,000	0	
2 借入金	0	500,000	増 500,000	三箇自治会会計からの借入金
収入合計	4,000,000	4,500,000	増 500,000	

支出

(単位 円)

項目	予算額	支出済額	増減額	説明
1 電気料金	700,000	713,647	増 13,647	
2 水道料金	23,000	22,284	△ 716	
3 電話料金	40,000	39,135	△ 865	
4 ゴミ手数料	16,000	15,840	△ 160	
5 通信情報料	200,000	200,880	増 880	
6 エレベーター保守料	520,000	518,400	△ 1,600	
7 委託料	2,350,000	2,309,554	△ 40,446	
8 消耗品	130,000	132,047	増 2,047	
9 物品修繕費	16,000	67,000	増 51,000	
10 保険料	5,000	4,930	△ 70	
11 備品購入費	0	451,440	増 451,440	カラオケ設備更新
支出合計	4,000,000	4,475,157	増 475,157	

収入済額 4,500,000 円

支出済額 4,475,157 円

差引残額 24,843 円 (平成29年度へ繰り越す)

借入金残高 500,000 円

平成28年度高齢者交流センター収支決算を上記のとおり報告します。

平成29年3月31日

三箇自治会会長(区長) 岡崎 信久 (印)

平成28年度会計帳簿及び収支計算書について、帳簿並びに関係証票書類に基づき監査を行った結果、適正に処理されていることを確認しました。

平成29年4月10日

監事 辻本 豊 (印)

監事 山本 良次 (印)

## 議案第4号

### 三箇自治会規約の一部改正について

三箇自治会規約の一部をつぎのとおり改正する。

#### 第4章 役員

(役員の種類)

第8条 本会に次の役員を置く。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| (1) 会長 (区長)   | 1名           |
| (2) 副会長 (副区長) | 若干名          |
| <u>(3) 理事</u> | <u>15名以内</u> |
| (4) 会計        | 1名           |
| (5) 町会長       | 6名           |
| (6) 副町会長      | 12名以内        |
| (7) 監事        | 2名           |

第9条～第13条 (略)

(事務局の設置)

第14条 本会の事務事業を円滑に執行するため、本会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及事務局長の命を受けて本会の事務を処理する事務局員を置く。

(委員会の設置)

第15条 本会の目的を円滑に遂行するため、次の委員会を置く。

(1) 広報編集Web運用委員会

自治会広報誌及びWeb運用の企画、調整並びに編集を行う。

(2) 公園緑化推進委員会

区域内の公園、児童遊園等の整備、緑の保全及び美化活動等の計画立案並びに公園利用のマナーの啓発を行う。

(3) 防犯委員会

区域内の巡回警備 (道路の不法駐車等の調査を含む。)、子ども見守り活動及び年末警戒等の区域内の防犯対策並びに三箇秋祭り等における防犯及び青少年の健全育成活動を行う。

(4) 高齢者交流センター運営委員会

高齢者交流センターの運営方針を整理、検討する。

2 前項に定めるほか、会長が必要と認めたときは、役員会の同意を得て新たに委員会を置くことができる。

3 前2項の委員会委員は、会長が選任する。

第16条～第25条 (略)

## 第6章 役員会及び理事会

### (役員会の構成)

第26条 役員会は、第8条に掲げる役員をもって構成する。

### (役員会の権能)

第27条 役員会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (役員会の招集)

第28条 役員会は、毎月1回、定例日に開催するものとし、会長が招集する。

2 前項に定めるもののほか、会長が必要と認めたとき又は役員から会議の目的である事項を示して請求があったときに会長が招集する。

### (役員会の議長)

第29条 役員会の議長は、理事の中から選任する。

### (理事会)

第29条の2 理事会は、会長、副会長、理事及び会計をもって構成する。

2 理事会は、本会の運営方針及び役員会に付議する案件等を審議する。

3 理事会は、毎月1回、定例日に開催するものとし、会長が招集する。

4 前項に定めるもののほか、会長が必要と認めたとき又は理事会の構成員から会議の目的である事項を示して請求があったときに会長が招集する。

5 理事会の議長は、理事の中から選任する。

第30条～第41条 (略)

### (委任)

第42条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年4月1日

三箇自治会会長(区長)岡 崎 信 久

## 三箇自治会規約

## 第4章 役員

(役員の種別)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 (区長) 1名
- (2) 副会長 (副区長) 若干名
- (3) 理事 15名以内
- (4) 会計 1名
- (5) 町会長 6名
- (6) 副町会長 12名以内
- (7) 監事 2名

第9条～第13条 (略)

(事務局の設置)

第14条 本会の事務事業を円滑に執行するため、本会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及事務局長の命を受けて本会の事務を処理する事務局員を置く。

(委員会の設置)

第15条 本会の目的を円滑に遂行するため、次の委員会を置く。

- (1) 広報編集Web運用委員会  
自治会広報誌及びWeb運用の企画、調整並びに編集を行う。

(2) 公園緑化推進委員会

区域内の公園、児童遊園等の整備、緑の保全及び美化活動等の計画立案並びに公園利用のマンナーの啓蒙を行う。

(3) 防犯委員会

区域内の巡回警備(道路の不法駐車等の調査を含む。)、子ども見守り活動及び年末警戒等の区域内の防犯対策並びに三箇秋祭り等における防犯及び青少年の健全育成活動を行う。

(4) 高齢者交流センター運営委員会

高齢者交流センターの運営方針を整理、検討する。

2 前項に定めるほか、会長が必要と認めたときは、役員会の同意を得て新たに委員会を置くことができる。

3 前2項の委員会委員は、会長が選任する。

第16条～第25条 (略)

## 三箇自治会規約

## 第4章 役員

(役員の種別)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 (区長) 1名
- (2) 副会長 (副区長) 若干名
- (3) 理事 10名以内
- (4) 会計 1名
- (5) 町会長 6名
- (6) 副町会長 12名以内
- (7) 監事 2名

第9条～第13条 (略)

(事務局の設置)

第14条 本会の事務事業を円滑に執行するため、本会に事務局を置く。

(委員会の設置)

第15条 本会の目的を円滑に遂行するため、次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会  
本会の運営方針及び役員会に付議する案件等を整理、検討する。

(2) 公園緑化推進委員会

区域内の公園、児童遊園等の整備、緑の保全及び美化活動等の計画立案並びに公園利用のマンナーの啓蒙を行う。

(3) 防犯委員会

区域内の巡回警備(道路の不法駐車等の調査を含む。)、子ども見守り活動及び年末警戒等の区域内の防犯対策並びに三箇秋祭り等における防犯及び青少年の健全育成活動を行う。

(4) 高齢者交流センター運営委員会

高齢者交流センターの運営方針を整理、検討する。

(5) 広報編集Web運用委員会自治会広報誌及びWeb運用の企画、調整並びに編集を行う。

2 前項に定めるほか、会長が必要と認めたときは、役員会の同意を得て新たに委員会を置くことができる。

3 前2項の委員会委員は、会長が選任する。

第16条～第25条 (略)

## 第6章 役員会及び理事会

## (役員会の構成)

第26条 役員会は、第8条に掲げる役員をもって構成する。

## (役員会の権能)

第27条 役員会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## (役員会の招集)

第28条 役員会は、毎月1回、定例日に開催するものとし、会長が招集する。

- 2 前項に定めるもののほか、会長が必要と認めるとき又は役員から会議の目的である事項を示して請求があったときに会長が招集する。

## (役員会の議長)

第29条 役員会の議長は、理事の中から選任する。

## (理事会)

第29条の2 理事会は、会長、副会長、理事及び会計をもって構成する。

2 理事会は、本会の運営方針及び役員会に付議する案件等を審議する。

3 理事会は、毎月1回、定例日に開催するものとし、会長が招集する。

4 前項に定めるもののほか、会長が必要と認めるとき又は理事会の構成員から会議の目的である事項を示して請求があったときに会長が招集する。

5 理事会の議長は、理事の中から選任する。

第30条～第41条 (略)

## (委任)

第42条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

## 第6章 役員会

## (構成)

第26条 役員会は、第8条に掲げる役員をもって構成する。

## (役員会の権能)

第27条 役員会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## (招集)

第28条 役員会は、毎月1回、定例日に開催するものとし、会長が招集する。

- 2 前項に定めるもののほか、会長が必要と認めるとき又は役員から会議の目的である事項を示して請求があったときに会長が招集する。

## (議長)

第29条 役員会の議長は、総務委員会の委員がこれに当たる。

第30条～第41条 (略)

## (委任)

第42条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

議案第5号

三箇自治会役員を選任について

三箇自治会規約第9条の規定により、三箇自治会役員を次のとおり選任する。

(任期：平成30年3月31日まで)

役職	氏名	摘要	備考
会 長 (区 長)	岡 崎 信 久		三箇5丁目
副 会 長 (副区長)			
理 事	辻 本 幸 雄	総務担当	三箇6丁目
	上 田 哲 夫	事務局長	三箇3丁目
	山 本 英 康	防犯担当	三箇1丁目
	嶋 耕 一	防災担当	三箇3丁目
	吉 川 和 雄	広報・企画・環境担当	三箇4丁目
	片 山 茂 雄	教育・文化担当	三箇6丁目
	田 中 文 子	保健・福祉担当	三箇3丁目
	木 村 壽 野	保健・福祉担当	三箇1丁目
会 計	北 田 俊 光		三箇5丁目
監 事	辻 本 豊		三箇6丁目
	山 本 良 次		三箇1丁目
1丁目 町 会 長	木 村 晴 男		
	副町会長	山 田 雅 敏	
	副町会長	金 本 友 子	
3丁目 町 会 長	松 永 喜 一		
	副町会長	吉 岡 さおり	
4丁目 町 会 長	吉 川 和 雄		
	副町会長	酒 德 昇 平	
	副町会長	月 俣 政 義	
5丁目 町 会 長	樋 口 幸 治		
	副町会長	山 本 輝 繁	
	副町会長	木 村 仁	
6丁目南 町 会 長	植 村 浩 治		
	副町会長	辻 本 章	
6丁目北 町 会 長	小 林 一 丞		
	副町会長	松 本 順 二	
	副町会長	寺 西 友 子	
相 談 役	三ツ川 勇		

平成29年4月1日

三箇自治会会長(区長) 岡 崎 信 久

[1] 主要な事業

1. 広報活動
  - (1) 三箇自治会ニュースの発行(月刊)
  - (2) 三箇自治会ホームページの管理運用
2. 街中、公園等の美化推進事業
  - (1) アドプト(里親)制度による公園等の清掃美化活動(自治会公園等緑化推進委員会)
    - [ 三箇第1公園、三箇第2公園、三箇第3公園、上三箇第1地域広場、上三箇第4地域広場 ]
    - [ 三箇地域広場、三箇第2地域広場、三箇1丁目第2幹線広場、市道住道四の宮線緩衝緑地 ]
  - (2) 例月(美化デー)地域美化活動(老人クラブ5団体・自治会役員)
    - (イ) 公園、広場の清掃美化活動
    - (ロ) 街中健康ウォーキング清掃美化活動
3. 防犯対策事業
  - (1) 防犯灯の取替及び新設
  - (2) 自主防犯パトロールの実施
    - (イ) 通常防犯パトロール
    - (ロ) 青色防犯パトロール(通常パトロール、歳末特別パトロール)
4. 三箇小学校子ども安全見守り事業
5. 自治会作品展の実施
6. 防災対策事業
  - (1) 防災訓練の実施
  - (2) 防災資機材の保管管理
7. 三箇高齢者交流センター管理運用事業
8. 三箇地域コミュニティ市民会議の設置、運営(サマーフェスティバルの開催等)
9. 三箇校区福祉委員会事業(個別支援活動、グループ支援活動、委員会活動)
10. 大東市施行事業の促進
  - (1) 市道江ノ口大箇線沿い旧水路敷修景事業(第2期工事)
  - (2) 三箇第2公園車椅子トイレ整備事業
  - (3) 三箇5丁目地内市道住道四の宮線沿い水路歩道化事業

[2] その他の事務事業

	項目	内容
5月	三箇自治会総会、三箇自主防災会総会	
	自治会費、企業賛助会費の集金	
	大東市社会福祉協議会会費納入	自治会会計から支出
	日赤社資納入	自治会会計から支出
6月	地域美化一斉清掃	
	自治会各種団体補助金の交付	16団体に対し補助
7月	大東市長に対し自治会要望書を提出	
	深野中学校区地域教育協議会行事	ふこのスポーツ&カルチャー
9月	大東市民まつり	
10月	赤い羽根共同募金	自治会会計から支出
	ひたくり防止キャンペーン	
11月	人権地域集会	
	谷川中学校区地域教育協議会行事	谷中校区まつり
12月	歳末助け合い募金	募金活動
	公園花壇づくり	江ノ口保育園、老人クラブ参加
	歳末特別防犯パトロール(青パト)	歳末警戒市長激励巡回
2月	大東市火災共済、交通災害共済の出張受付	
その他	防犯協議会三箇支部活動	
	小中学校の各種行事への支援	
	役員会等の開催	役員会、理事会、事務局会議及び広報編集会議

平成29年4月1日

三箇自治会会長(区長) 岡崎 信久

## 議案第7号

## 平成29年度 三箇自治会予算

## 収入

(単位 円)

項目	予算額	前年度決算額	比較	説明
1 前年度繰越金	387,825	479,525	△ 91,700	
2 自治会費	6,350,000	6,335,366	増 14,634	
3 企業賛助会費	230,000	223,200	増 6,800	
4 会館使用料	15,000	32,500	△ 17,500	
5 大東市補助金	740,000	741,517	△ 1,517	(1) LED防犯灯設置補助金 280,000 (2) 防犯灯電気料金補助金 430,000 (3) 青パト活動補助金 30,000
6 大東市報償金	581,000	582,250	△ 1,250	(1) 地区連絡報償金 384,000 (2) 公園等美化活動報償金 104,000 (3) 交通災害共済事務報償金 40,000 (4) 火災共済事務報償金 53,000
7 諸収入	646,175	3,026,787	△ 2,380,612	(1) 自治会館空調機器使用料 50,000 (2) 預金利息 10 (3) 印刷機使用料 65,000 (4) 社会福祉協議会還付金 20,000 (5) 運営協力金 10,000 (6) 貸付金弁済金 500,000 (7) 雑入 1,165
収入合計	8,950,000	11,421,145	△ 2,471,145	

## 支出

(単位 円)

項目	予算額	前年度決算額	比較	説明
1 会議費	150,000	126,716	増 23,284	総会、役員会、研修会等
2 事務費	880,000	959,901	△ 79,901	(1) 消耗品費 600,000 (2) 印刷製本費 70,000 (3) 修繕料 20,000 (4) 郵便料金 2,000 (5) 通信費(電話料金) 110,000 (6) 委託料 10,000 (7) 使用料 9,000 (8) 什器備品購入費 50,000 (9) 雑費 9,000
3 弔慰金	300,000	270,000	増 30,000	
4 謝礼及び祝金	300,000	253,568	増 46,432	市民まつり、秋祭り、学校行事等
5 会館管理費	1,000,000	1,166,278	△ 166,278	(1) 消耗品費 20,000 (2) 電気料金 260,000 (3) 水道料金 22,000 (4) 修繕工事費 50,000 (5) 建替更生共済掛金(火災保険) 610,000 (6) 建物施設賠償責任保険 3,000 (7) 備品購入費 35,000
6 防犯対策費	2,130,000	4,793,870	△ 2,663,870	(1) 消耗品費 80,000 (2) 被服費 100,000 (3) 見守り隊慰労会等食糧費 250,000 (4) 防犯灯電気料金 900,000 (5) 防犯灯修繕工事費 300,000 (6) LED防犯灯新設費 300,000 (7) 青バト運営費 200,000
7 公園等美化活動費	104,000	90,032	増 13,968	(1) 消耗品費 94,000 (2) 食糧費 5,000 (3) 雑費 5,000
8 各種団体補助金	1,385,000	1,210,000	増 175,000	(1) 老人クラブ(5団体) 500,000 (2) 防犯委員会支部 30,000 (3) 消防団(3分団) 300,000 (4) 女性防火クラブ 130,000 (5) 校区福祉委員会 100,000 (6) 子ども会育成会 100,000 (7) 水利組合(3団体) 150,000 (8) 青少年指導員会 40,000 (9) 地区民生委員児童委員協議会 35,000
9 教育文化事業費	200,000	712,955	△ 512,955	
10 積立金	1,500,000	0	増 1,500,000	
11 会費、寄附金及び募金	230,000	450,000	△ 220,000	(1) 社会福祉協議会会費 100,000 (2) 日本赤十字社資 30,000 (3) 赤い羽根共同募金 50,000 (4) 市民まつり協賛金 50,000
12 他会計繰出金	500,000	500,000	0	三箇自主防災会会計への繰出金
13 予備費	271,000	500,000	△ 229,000	
支出合計	8,950,000	11,033,320	△ 2,083,320	

(特記事項) 区長は、必要と認めたときは、予算科目を新設することができる。

平成29年4月1日

三箇自治会会長(区長) 岡崎 信久

## 議案第8号

## 平成29年度高齢者交流センター予算

## 収入

(単位 円)

項目	予算額	前年度決算額	増減額	説明
1 前年度繰越金	24,843	0	増 24,843	
2 大東市補助金	4,000,000	4,000,000	0	
3 大東市補助金(追加分)	475,157	0	増 475,157	カラオケ設備更新費等費用
4 借入金	0	500,000	△ 500,000	
収入合計	4,500,000	4,500,000	0	

## 支出

(単位 円)

項目	予算額	前年度決算額	増減額	説明
1 電気料金	714,000	713,647	増 353	
2 水道料金	23,000	22,284	増 716	
3 電話料金	40,000	39,135	増 865	
4 ゴミ収集手数料	16,000	15,840	増 160	1,320円×12月 15,840
5 通信情報費	201,000	200,880	増 120	
6 エレベーター保守料	519,000	518,400	増 600	
7 委託料	2,310,000	2,309,554	増 446	センター管理業務委託料
8 消耗品費	132,000	132,047	△ 47	
9 物品修繕費	10,000	67,000	△ 57,000	
10 保険料	5,000	4,930	増 70	
11 備品購入費	30,000	451,440	△ 421,440	
12 借入金弁済金	500,000	0	増 500,000	三箇自治会会計への弁済金
支出合計	4,500,000	4,475,157	増 24,843	

平成29年4月1日

三箇自治会会長(区長) 岡崎信久

議案第9号

三箇地域コミュニティ市民会議の設立について

次のとおり三箇地域コミュニティ市民会議を設立することについて、総会の議決を  
求める。

平成29年5月7日

三箇自治会会長(区長) 岡崎 信久

- 1 設立年月日  
平成29年5月21日
- 2 市民会議の区域  
三箇自治区の区域
- 3 主たる事務所  
大東市三箇4丁目1番5号 三箇自治会館内
- 4 構成団体等  
三箇自治区内の自治会、各種団体、関係機関の委員及び地域住民並びに市民会  
議の趣旨・目的に賛同する地域内の事業所
- 5 市民会議規約  
別紙のとおり

## 三箇地域コミュニティ市民会議規約

(趣旨)

第1条 大東市自治基本条例に規定する協働と参画の趣旨に基づき、三箇地域に設置する全世代地域市民会議に関する運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この会議は、三箇地域の自治会、各種団体、関係機関の委員及び地域住民が互いに協力、連携し、自治会の範囲を超えた広い地域での課題解決に向けての意見調整や広域で取り組むことによって効果がある活動を互いに協力して実施し、よりよい地域社会を築くとともに、安心して快適な個性豊かな地域づくりを推進することを目的とする。

(名称)

第3条 この会議は、三箇地域コミュニティ市民会議（以下「市民会議」という。）と称する。

(市民会議の区域)

第4条 市民会議の区域は、三箇自治区の区域とする。

(主たる事務所)

第5条 市民会議の主たる事務所は、大東市三箇4丁目1番5号 三箇自治会館内に置く。

(市民会議の事業)

第6条 市民会議は、第2条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 安全、安心な地域づくりに関すること。
- (2) 保健、医療又は福祉を通じた地域づくりに関すること。
- (3) 郷土愛の醸成に関すること。
- (4) 地域の伝統行事を通じた地域づくりに関すること。
- (5) 地域の生活環境の改善及び良好な景観の創造・保存に関すること。
- (6) 小中学校の教育環境の向上及び小中学生の健全育成に関すること。
- (7) コミュニティの育成に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、個性豊かな住みよい地域づくりに関すること。

(構成)

第7条 市民会議は、三箇自治区内の自治会、各種団体、関係機関の委員及び地域住民並びに市民会議の趣旨・目的に賛同する地域内の事業所で構成する。

(役員)

第8条 市民会議に次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 2名
- (3) 理事 35名以内
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名

2 役員は、第11条第1項に規定する代議員をもって充てる。

3 役員は、総会において選任する。

(役員の仕事)

第9条 議長は、市民会議全体をまとめ、市民会議を代表する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 理事は、事業の企画、立案を行い、市民会議の事業の円滑な運営に努める。
- 4 事務局長は、市民会議の事務を統括する。
- 5 会計は、市民会議の会計事務を処理する。
- 6 監事は、市民会議の事業及び財務を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(総会)

第11条 総会は、代議員をもって構成する。

- 2 代議員は、160名以内とし、別表に掲げる市民会議構成自治会の役員、各種団体を代表する者及び関係機関の委員並びに公募により選ばれた住民で構成するものとする。ただし、公募住民の定数は10名以内とし、任期は2年とする。
- 3 総会は、毎年度1回、年度当初に開催し、議長が招集する。ただし、議長が必要と認めた場合は、臨時に総会を開催することができる。
- 4 総会は、代議員の半数以上が出席しなければ開会することができない。
- 5 総会の議長は、市民会議の議長が行う。
- 6 総会は、次の事項を審議し議決する。
  - (1) 役員選任及び解任に関する事。
  - (2) 「まちづくりプラン」に関する事。
  - (3) 事業計画、事業報告に関する事。
  - (4) 予算及び決算に関する事。
  - (5) 規約の変更に関する事。
  - (6) その他重要事項に関する事。
- 7 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第12条 役員会は、議長、副議長、理事、事務局長、会計及び監事をもって構成する。

- 2 役員会は、必要に応じて議長が招集し、市民会議の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定する。
- 3 役員会の議長は、事務局長がこれに当たる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、役員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第13条 市民会議の事務事業を円滑に執行するため、市民会議に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務を処理する事務局員を置く。

(部会)

第14条 総会及び役員会で決定された方針に基づき事業を実施するため、市民会議に部会を置くことができる。

- 2 部会の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

(会計)

第15条 市民会議の運営に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

- 2 市民会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第16条 市民会議の事業計画及び予算は、毎事業年度ごとに総会の議決を経て定めなければならない。ただし、総会において議決されるまでの間は、前年度の事業計画及び予算を基準として会務を執行することができる。

(事業報告及び決算)

第17条 市民会議の事業報告及び決算は、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2月以内に総会の承認を受けなければならない。

(規約の変更)

第18条 この規約は、総会において4分の3以上の議決を得て変更することができる。

(解散)

第19条 市民会議は、総会の4分の3以上の議決を得て解散することができる。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成29年5月21日から施行する。ただし、第11条第2項中、公募住民に関する規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 市民会議設立時の役員の任期は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成31年3月31日までとする。
- 3 市民会議設立時の代議員の任期は、第11条第2項の規定にかかわらず、設立の日から平成31年3月31日までとする。
- 4 市民会議設立初年度の会計年度は、第15条第2項の規定にかかわらず、設立の日から平成30年3月31日までとする。
- 5 市民会議設立初年度の事業計画及び予算は、第16条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

別表（第11条第2項関係）

総会の代議員

自治会、各種団体、関係機関の委員の名称		代議員の範囲	摘要
1	自治会	三箇自治会	役員全員
		新和町自治会	〃
		新三箇自治会	〃
2	老人クラブ	三箇第1老人クラブ	団体を代表する者2名
		三箇第2老人クラブ	〃
		三箇第3老人クラブ	〃
		三箇第5老人クラブ	〃
		三箇むつみ会	〃
		新和町老人クラブ	〃
		新三箇老人クラブ	〃
3	消防団	第2方面隊第10分団	〃
		第2方面隊第11分団	〃
		第2方面隊第12分団	〃
4	防犯委員会支部	三箇支部	〃
		新和町支部	〃
		新三箇支部	〃
5	三箇自主防災会	〃	
6	三箇校区福祉委員会	〃	
7	三箇女性防火クラブ	〃	
8	三箇子ども会育成会	〃	
9	民生委員児童委員	9名	
10	主任児童委員	1名	
11	青少年指導員	6名	
12	保護司	3名	
13	水利組合	中戸水利組合	団体を代表する者2名
		三箇水利組合	〃
		6丁目水利組合	〃
14	地車会	大箇だんじり会若中	〃
		江ノ口南若中保存会	〃
		江ノ口北若中地車会	〃
		西之口若中	〃
15	P T A	三箇小学校P T A	〃
16	小学校	三箇小学校	団体を代表する者1名
17	中学校	谷川中学校	〃
		深野中学校	〃
18	社会福祉法人	上三箇保育園	〃
		江ノ口保育園	〃
		青い鳥福祉会	〃

議案第1号

平成28年度三箇自主防災会事業報告

- (1) 防災資機材の整備 ・非常用保存食の備蓄及び防災資機材の点検を行った。
- (2) 地区防災訓練の実施 ・災害時に指定避難所の三箇自治会と三箇第3公園を一体的に運用するため、三箇第3公園の照明設備を整備した。
- (3) 関係機関との連携 ・出初式をはじめ、大東市の防災行事に参加した。

平成29年3月31日

三箇自主防災会 会長 岡崎 信久

議案第2号

平成28年度三箇自主防災会収支決算

収入 (単位 円)

項目	予算額	収入済額	増減額	説明
1 前年度繰越金	128,848	128,848	0	
2 自治会会計繰入金	200,000	500,000	増 300,000	
3 補助金	50,000	0	△ 50,000	
4 諸収入	1,152	5	△ 1,147	預金利息
収入合計	380,000	628,853	増 248,853	

支出 (単位 円)

項目	予算額	支出済額	増減額	説明
1 防災備品購入費	250,000	55,987	△ 194,013	缶入ソフトパン
2 防災訓練諸費	100,000	0	△ 100,000	
3 事務費	30,000	0	△ 30,000	
4 防災設備整備費	0	427,378	増 427,378	第3公園照明設備整備工事費
支出合計	380,000	483,365	増 103,365	

収入済額 628,853 円

支出済額 483,365 円

差引残額 145,488 円 (平成29年度へ繰り越す)

平成28年度三箇自主防災会収支決算を上記のとおり報告します。

平成29年3月31日

三箇自主防災会 会長 岡崎 信久 (印)

平成28年度会計帳簿及び収支計算書について、帳簿並びに関係証票書類に基づき監査を行った結果、適正に処理されていることを確認しました。

平成29年4月10日

監事 辻 本 豊 (印)

監事 山 本 良 次 (印)

議案第 3 号

平成 29 年度三箇自主防災会事業計画

- (1) 防災資機材の整備 ・ 防災資機材庫及び非常用保存食を中心とした防災用品の整備に努める。
- (2) 災害時初動マニュアルの策定 ・ 地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図るため、災害時の初期段階の防災行動を定めた「防災初動マニュアル」を策定する。
- (3) 地区防災訓練の実施 ・ 地区防災訓練を実施する。
- (4) 関係機関との連携 ・ 大阪府及び大東市の防災行事に参加する。

平成 29 年 4 月 1 日

三箇自主防災会会長 岡 崎 信 久

議案第 4 号

平成 29 年度三箇自主防災会予算

収入

(単位 円)

項目	予算額	前年度決算額	増減額	説明
1 前年度繰越金	145,488	128,848	増 16,640	
2 自治会会計繰入金	500,000	500,000	0	
3 補助金	50,000	0	増 50,000	自主防災組織育成事業補助金
4 諸収入	512	5	増 507	預金利息等
収入合計	696,000	628,853	増 67,147	

支出

(単位 円)

項目	予算額	前年度決算額	増減額	説明
1 防災備品購入費	366,000	55,987	増 310,013	非常用保存食等
2 防災訓練諸費	200,000	0	増 200,000	
3 事務費	30,000	0	増 30,000	
4 防災設備整備費	100,000	427,378	△ 327,378	
支出合計	696,000	483,365	増 212,635	

(特記事項) 会長は、必要と認めたときは予算科目を新設することができる。

平成 29 年 4 月 1 日

三箇自主防災会会長 岡 崎 信 久